# 社会福祉法人向陵会定款施行細則

# 第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人向陵会(以下「法人」という。)定款第41条の 規定により、法人の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

#### 第2章 評議員

(評議員選任・解任委員会運営細則)

第2条 定款第6条第3項に規定する評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という。)の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営細則において定める。

(評議員の改選時期)

第3条 評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。

(評議員の選任候補者の提案をするときの事前確認資料)

- 第4条 理事会が定款第6条第3項の規定に基づき、評議員の選任候補者の推薦を委員会に提案する場合には、当該提案を決議する理事会の開催の日までに、当該評議員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。ただし、在任する評議員を重任する場合は、第3号及び第4号に定める書面の提出を省略することができる。
  - (1) 履歴書
  - (2) 親族等特殊関係申立書
  - (3) 欠格事項に該当しないことの申立書
  - (4) 身分証明書

(就任承諾書の提出等)

- 第5条 委員会で評議員として選任される予定の者は、あらかじめ就任承諾書を提出 しなければならない。
- 2 前項の就任承諾書が提出された場合は、前条の資料とともに個人情報保護に留意 して保管しなければならない。
- 3 前条の資料の提出を受けた者のうち、評議員に選任されない者があった場合には、 その資料を返却しなければならない。

(辞任)

第6条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、 あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

### (評議員の解任手続)

- 第7条 理事会が定款第6条第3項の規定に基づき、委員会に評議員の解任の提案を 行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催の日までに、解任しようとする 評議員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。
- 2 当該評議員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び 証拠書類等を提出することができる。
- 3 聴聞の主催者は、その審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。
- 4 当該評議員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第8条 評議員に欠員が生じた場合又は在任する評議員が理事の数を超えない員数となった場合は、速やかに評議員を補充しなければならない。

(評議員名簿)

第9条 理事長は、評議員の選任後速やかに評議員名簿を作成し、主たる事務所に 5年間備え置くものとする。

#### 第3章 評議員会

(理事及び監事の出席)

- 第10条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。
- 2 監事は、評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(評議員会の開催)

- 第11条 評議員会には、定時評議員会及び臨時評議員会がある。
- 2 定時評議員会は、毎年6月に開催し、前年度の事業報告及び計算書類(財産目録 を含む)について承認するために開催する。
- 3 臨時評議員会は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算の審議のために開催するほか、その他必要がある場合に開催する。

(招集の手続)

- 第12条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。
  - (1) 評議員会の日時及び場所
  - (2) 評議員会の目的である事項
  - (3) 評議員会の議案の概要
- 2 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議 員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。
- 3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会 を招集することができる。
  - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
  - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合
- 4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項 各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

- 第13条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の1週間前までに、前 条第1項各号に掲げる事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければ ならない。
- 2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(招集手続の省略)

- 第14条 前条の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときには、召集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。
- 2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(議長)

第15条 評議員会の議長は、その評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

(評議員提案権)

- 第16条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の4週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。
- 2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 前2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

- 第17条 評議員会の決議事項は、定款第10条に定めるもののほか、次に定めるとおりとする。
  - (1) 事業計画及び事業収支予算の承認
  - (2) 事業報告の承認
  - (3) 社会福祉法(以下「法」という。)第52条若しくは第54条の2の規定に基づく吸収合併契約の承認
  - (4) 法第54条の8の規定に基づく新設合併契約の承認
  - (5) 法 4 5 条の 2 0 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 1 2 条の規定に基づく役員等の責任を免除する場合
  - (6) 法第46条第1項第1号の規定に基づき法人の解散を行う場合
- 2 定款第13条第2項第3号に規定するその他法令で定める事項とは、前項第3 号から第6号までの各号に掲げる事項とする。ただし、前項第5号で規定する役員 等の損害賠償責任のすべてを免除する場合、すべての評議員の同意がなければ免除 することができない。
- 3 出席評議員の過半数をもって決議する場合は、議長の議決権は行使できない。 ただし、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 4 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

- 第18条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
- 2 前項の規定により、評議員会の決議があった場合は、評議員の全員から同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(評議員会への報告)

- 第19条 理事は、次の各号に掲げる事項のほか、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。
  - (1) 事業報告
  - (2) 監督官庁が実施した検査又は調査(改善提示がある場合は改善内容)
  - (3) 理事及び監事が評議員会から報告を求められた事項

(理事の説明義務)

- 第20条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。 ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
  - (1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合(次に掲げる場合を 除く)
    - ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を法人に通知したのが、評議委員会の日より相当の期間前である場合
    - イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
  - (2) 当該事項について説明をすることにより法人その他の者(当該評議員を除く) の権利を侵害することとなる場合
  - (3) 評議員会が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

### (議事録)

- 第21条 評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない評議員、理事又は監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む)
  - (2) 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
  - (3) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
  - (4) 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
    - ア) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
    - イ)監事を辞任した者が辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した 旨及びその理由を述べたとき
    - ウ)監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款の定めに違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
    - エ) 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
  - (5) 出席した評議員、理事及び監事の氏名
  - (6) 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
  - (7) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 2 第18条の規定に基づく評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議 員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
  - (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項を提案した者の氏名
- (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 法第45条の9第10項の規定に基づく評議員会への報告があったものとみな された場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
  - (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 評議員会の報告があったものとみなされた日
  - (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 議事録は、議案及び報告事項等の資料とあわせて、主たる事務所に評議員会の日から10年間、備え置かれなければならない。

(欠席者への報告)

第22条 理事長は、評議委員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び決議の結果を記載した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。

## 第4章 役 員

(役員の改選)

第23条 役員の改選は、在任する理事及び監事の任期満了前に行わなければならない。

(役員の選任候補者の提案をするときの事前確認資料)

- 第24条 理事会が定款第16条の規定に基づき、役員の選任候補者の推薦を評議員会に提案を行う場合には、当該提案を決議する評議員会の開催の日までに、当該役員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。ただし、在任する役員を重任する場合は、第3号及び第4号に定める書面の提出を省略することができる。
  - (1) 履歴書
  - (2) 親族等特殊関係申立書
  - (3) 欠格事項に該当しないことの申立書
  - (4) 身分証明書

(就任承諾書の提出等)

- 第25条 評議員会で役員として選任される予定の者は、あらかじめ就任承諾書を提出しなければならない。
- 2 前項の就任承諾書が提出された場合は、前条の資料とともに個人情報保護に留意して保管しなければならない。
- 3 前条の資料の提出を受けた者のうち、役員に選任されない者があった場合には、

その資料を返却しなければならない。

(辞任)

第26条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、 あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。

(役員の解任手続)

- 第27条 定款第20条の規定により評議員会に役員解任の提案を行う場合には、 当該提案を決議する理事会の開催の日までに、解任しようとする役員に対し、そ の理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。
- 2 当該役員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類等を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。
- 3 聴聞の主催者は、その審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。
- 4 当該役員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。

(欠員の補充)

第28条 理事又は監事に欠員が生じた場合は、速やかに補充しなければならない。

(役員名簿)

第29条 理事長は、役員の選任後、速やかに役員名簿を作成し、主たる事務所に 5年間備え置くものとする。

#### 第5章 理事会

(理事会の開催)

- 第30条 理事会は、毎会計年度に5月、8月、11月及び3月の年4回開催する。
- 2 その他、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から理事長に招集の請求があったとき。
  - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内

の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求 をした監事が招集したとき。

#### (招集者)

- 第31条 理事会は、定款第25条第1項の定めにより、理事長が招集する。ただし、 次の各号に掲げる場合は除く。
  - (1) 前条第2項第3号及び同条第4号により、理事が招集する場合
  - (2) 前条第2項第5号により、監事が招集する場合
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、定款第25条第2項の定め により、各理事が理事会を招集する。
- 3 前条第2項第3号及び同条第2項第4号による場合は理事が、前条第2項第5号 による場合は監事が招集する。
- 4 理事長は、前条第2項第3号又は同条第2項第5号前段に該当する場合は、その 請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければな らない。

### (招集の手続)

- 第32条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第30条第2項第1号による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。
  - (1) 理事会の日時・場所
  - (2) 理事会の目的である事項
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があり場合は、招集の手続 を省略して、理事会を開催することができる。

### (議長)

- 第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した 理事のなかから互選された者がこれに当たる。

#### (法人の業務執行の決定)

- 第34条 定款第24条に定める理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。
  - (1) 事業計画、予算
  - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - (3) 事業報告、決算
  - (4) 定款の変更
  - (5) 社会福祉施事業に関する許認可申請等
  - (6) 施設長等の任免その他重要な人事
  - (7) 基本財産の取得・処分、担保提供等

- (8) 金銭の借入及び借入償還計画の変更
- (9) 法人・施設(事業所)の運営に関する規則の制定及び変更(事業の運営規程などの定型的なもの及び内部規程等の簡易なものを除く)
- (10) 施設用財産に関する契約その他主要な契約
  - ア)工事又は製造の請負及び物品納入等の契約事務(「予定価格が1件250万円を超える工事又は製造の請負契約事務」、「予定価格が1件160万円を超える食料品・物品等の買入れに係る契約事務」及び「予定価格が1件100万円を超える前記以外の契約事務」)、その他重要な契約事務
  - イ) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で、1件160万円 を超えるもの
  - ウ) 運用財産(土地、建物及び補助事業により取得した設備に限る。) の処分
  - エ)運用財産(土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。)のうち、 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えな いと認められる取得価額が1件500万円以上のものの処分
- (11) 寄附金の募集に関する事項
- (12) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属先の選定
- (13) 新たな事業の経営または受託
- (14) 社会福祉充実計画の策定
- (15) 評議員会の招集
- (16) 評議員選任・解任委員会の運営、評議員選任候補者の推薦及び解任の提案
- (17) その他日常の業務として理事会が定める理事長の専決事項以外の全ての法人の業務に関する事項

# (報告事項)

- 第35条 理事会へ報告すべき法人の業務は、次のとおりとする。
  - (1) 理事長の職務の執行の状況
  - (2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果(改善指示がある場合は、その改善 状況)
  - (3) その他役員から報告を求められた事項

(理事による利益相反取引等の制限)

- 第36条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事 実を開示し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 理事が自己又は第三者のために法人の事業に関連する取引をしようとすると き
  - (2) 理事が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするとき
  - (3) 法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において法人と 当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき
- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の

承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項
- 2 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第37条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を 遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

- 第38条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、定款第35条に規定する臨機の措置及び同第36条第2項に規定する公益を目的とする事業の運営に関する事項を決議しようとする場合は、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。
- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により、又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議 決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなすものとする。ただ し、監事が異議を述べた場合はその限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、理事長及び業務執行理事による自己の職務の執行の状況についての報告は省略することができない。

(監事の出席)

第41条 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(議事録)

- 第42条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、次に掲げる事項 を記載しなければならない。
  - (1) 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む)
  - (2) 理事会が次に掲げる方法で招集されたときは、その旨
    - ア) 理事の請求を受けて招集されたもの
    - イ) 理事長以外の理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が 招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
    - ウ) 監事の請求を受けて招集したもの
    - エ) 監事が招集したもの
  - (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
  - (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該 理事の氏名
  - (5) 次の意見発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
    - ア) 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
    - イ) 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
    - ウ) 理事会で述べられて監事の意見
  - (6) 出席した理事及び監事
  - (7) 議長の指名
  - (8) 議事録を作成した理事の氏名
- 2 第23条に規定する決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、 次の事項を記載しなければならない。
  - (1) 決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項を提案した理事の氏名
  - (3) 決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 3 第24条に規定する報告を要しないものとみなされた場合の理事会の議事録に は、次の事項を記載しなければならない。
  - (1) 報告を要しないものとされた事項の内容
  - (2) 報告を要しないものとされた日
  - (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 4 議事録は、議案書及び報告書並びにこれらの説明資料を添えて、主たる事務所に 理事会の日から10年間備え置かなければならない。

(欠席者への報告)

第43条 理事長は、理事会に欠席した理事及び監事に対して議事の概要及び決議 結果を記載した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。

## 第6章 決算・監査

(決算資料の送付)

第44条 理事長は、会計年度終了後、計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書 並びに財産目録を作成し、監事に決算資料として送付するものとする。

(監査)

- 第45条 監事は前条の決算資料を受けた後、監査を実施し、理事長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。
- 2 監事は監査を実施するにあたり必要な事項を別に定める。

(決算資料の備え置き)

第46条 第44条の決算資料及び監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(評議員への提供)

第47条 理事長は、定時評議員会の招集通知に際して、評議員に対し、計算書類及 ぶ事業報告並びに監査報告を提供するものとする。

(監事の選任議案)

- 第48条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半 数の同意を得なければならない。
- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に 関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差止め請求)

- 第49条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない
- 2 監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第50条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると 認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事項若しくは著しく不当な事実があ ると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない

### 第7章 理事長等の職務権限

(理事長等の専決事項)

- 第51条 定款第24条に定める理事長等の専決事項は、別表1に記載するとおりと する。
- 2 法人の組織に関する規程は別に定めるものとする。

(専決の報告)

- 第52条 第34条の規定のほか、理事長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、理事長の自己の職務の執行の状況の報告の中で理事会に報告しなければならない。
- 2 総括施設長又は施設長等が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると 認められる事項については、速やかに理事長に報告しなければならない。

第8章 その他

(秘密の保持)

第53条 法人の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員(以下「役員等」という。)及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、 又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第54条 この細則を改正しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月25日)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月20日)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月29日)

この細則は、令和元年6月1日から施行する。

附 則(令和2年6月3日)

この細則は、理事会の決議の日から施行する。なお、この細則の改正前における各規定は従前の例に従うものとする。

附 則(令和3年3月16日)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

### <別表>

### I 理事長専決事項

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員(臨時職員を除く。)の任免に関すること
- 2 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該処分について理事 長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専 決すること。

- 3 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会に おいて選任する他の理事が専決すること。
- 4 工事又は製造の請負及び物品納入等の契約事務に関すること(「予定価格が1件 100万円を超え250万円以下の工事又は製造の請負契約事務」、「予定価格が 1件100万円を超え160万円以下の食料品・物品等の買入れに係る契約事務」)
- 5 工事又は製造の請負及び物品納入等の契約締結に関すること(「契約額が1件100万円を超える工事又は製造の請負契約締結」及び「契約額が1件100万円を超える食料品・物品等の買入れに係る契約締結」及び「契約額が1件100万円を超える前記以外の契約締結」)、その他重要な契約締結

なお、当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会に おいて選任する他の理事が専決すること。

6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で、予算計上されている1件100万円を超え160万円以下のもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

7 運用財産(土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く。)のうち、損傷 その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認め られる取得価額が1件500万円未満のものの処分に関すること

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。なお、当該処分について理事 長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専 決すること。

- 8 予算上の予備費の支出
- 9 寄附金の受入れに関する決定(法人運営に重大な影響があるもの。)
- 10 職員の昇給、昇格に関すること
- 11 法人・施設(事業所)の運営に関する規則の制定及び変更(事業の運営規程などの定型的なもの及び内部規程等の簡易なものに限る)

- 12 行政庁からの照会に関すること (重要なものに限る。)
- Ⅱ 総括施設長専決事項
- 1 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 2 工事又は製造の請負及び物品納入等の契約事務に関すること(「予定価格が1件 10万円を超え100万円以下の工事又は製造の請負契約事務」、「予定価格が1 件10万円を超え100万円以下の食料品・物品等の買入れに係る契約事務」)
- 3 工事又は製造の請負及び物品納入等の契約締結に関すること(「契約額が1件1 0万円を超え100万円以下の工事又は製造の請負契約締結」、「契約額が1件1 0万円を超え100万円以下の食料品・物品等の買入れに係る契約締結」)
- 4 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で、予算計上されている1件100万円以下のもの
- 5 災害・故障等を原因とする緊急的な対応を要する契約締結に関すること。 ただし、軽微なものに限る。
- 6 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- 7 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- 8 寄附金の受入れに関する決定(法人運営に重大な影響があるものを除く。)
- 9 施設長、室長、事務局各課長(以下「施設長等」という)の旅行命令及び復命に 関すること
- 10 施設長等の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること
- 11 施設長等の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関すること
- 12 職員の昇給に関すること
- 13 各種証明書の交付に関すること(定例又は軽微な事項は除く。)
- 13 行政庁からの照会に関すること(定例又は軽微な事項は除く。)
- Ⅲ 施設長、室長、事務局各課長の専決事項
- 1 所属職員の旅行命令及び復命に関すること
- 2 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること
- 3 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること
- 4 臨時職員の任免に関すること
- 5 所属職員の扶養手当、通勤手当、住宅手当等の認定及び支給額の決定に関すること
- 6 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びに予算計上されている予定価格が 1件10万円以下の契約事務に関すること
- 7 予算計上されている契約額が1件10万円以下の契約締結に関すること
- 8 収入(寄附金を除く。)事務に関すること

- 9 各種証明書の交付に関すること (定例又は軽微な事項に限る。)
- 10 行政庁からの照会に関すること(定例又は軽微な事項に限る。)
- 11 その他定例又は軽微な事項